

給与所得者の所得税の計算例

会社員Aさんの2025年分の所得税の金額はいくらか(復興特別所得税を含まず)。

Aさんの2025年分の給与収入 900万円(この他の所得はないものとする)

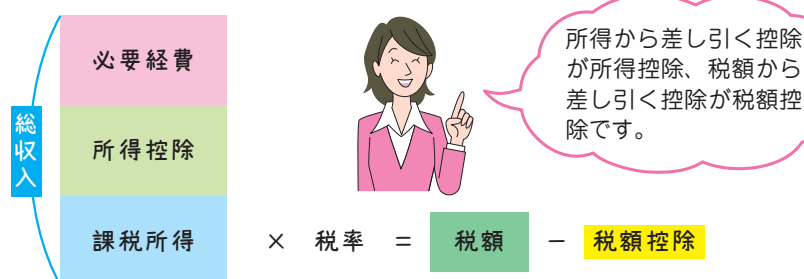
適用可能な所得控除

基礎控除 58万円 配偶者控除 38万円 社会保険料控除 120万円

必要経費 (給与所得控除)	→ 195万円(上限)
所得控除	→ 58万円+38万円+120万円=216万円
課税所得	→ 900万円-195万円-216万円=489万円
所得税額 = 489万円 × 20% - 427,500円 = 550,500円	

2 税額控除とは

算出された税額から一定の金額を差し引くことができる制度を、**税額控除**といいます。税額控除には、二重に税金が課税されることを避ける目的や、政策的な配慮があります。



3 配当控除

企業が得た利益から、法人税を負担したあとの剰余金で支払われる配当金に対してさらに課税すると、法人税と所得税を二重に課税することになるという考え方から、配当所得がある場合は、**配当控除**を受けることができます。

【剰余金の配当控除の金額】

課税総所得金額	配当控除額
1,000万円以下	配当所得金額 × 10%
1,000万円超	配当控除の額 = ① × 10% + ② × 5% ① 配当所得の金額 - (課税総所得金額 - 1,000万円)* ② 配当所得の金額 - ①

※ 計算結果がマイナスの場合、0とする

確定申告をして総合課税を選択している場合に、適用が受けられます。



4 外国税額控除

居住者は所得が生じた場合は国内外問わず、**すべての所得**に対して所得税が課税されます。このとき、国外で生じた所得について外国の所得税に相当する税金が課税されると、日本とその外国で二重に所得税がかかることになります。このように二重課税となることを調整するために、その**外国**の所得税額を一定の金額を限度として所得税の額から差し引くことができます。

居住者に係る外国税額控除の金額は、控除対象となる外国所得税額が一定の控除限度額に満たない場合は、控除対象外国所得税額の額となります。

